

本 Process Automation 補足条項 (以下「PA 条項」という) は、オーダーにおいて「PSE」又は「PA」の英数字コードで指定された提供物及び製品 (以下「PA 提供物」という) についてのみ、お客様と SISW との間で締結されたユニバーサルカスタマー契約 (以下「UCA」という) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「EULA」という) を修正するものです。本 PA 条項は、適用する UCA 又は EULA、及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「本契約」という) を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 PA 条項に適用されます。
 - (a) 「アセット」または「Asset」とは、提供物にデータをアップロードする目的又は提供物とデータを交換する目的で、提供物内又は提供物を通して構成される或いは提供物内で識別される、物理的/仮想的デバイス又はデバイスのコンポーネントのことを意味します。1 台のマシンが複数のアセットで構成されている場合もあります。
 - (b) 「権限を有する代理人」とは、お客様のコンサルタント、代理人、又は請負業者として、お客様の敷地内で作業を行ったり、お客様のプライベート又は管理下のネットワークに接続し、対象地域内の任意の場所から PA ソフトウェアにアクセスしたりする場合に、お客様の社内業務を支援する目的で PA ソフトウェアへのアクセスを必要とする個人 (PA の競合他社の人員を除く) のことを意味します。
 - (c) 「正規ユーザー」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人を意味します。複数の国を含む対象地域に対して付与されたライセンスの場合、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も正規ユーザーに含まれます。
 - (d) 「お客様の子会社」とは、お客様により支配される法人のことを意味します (いかなる PA の競合他社も除く)。本定義との関係において「支配」とは、法人の議決権のある株式の 50% 超を直接又は間接的に所有していることを意味します。
 - (e) 「PA の競合他社」とは、高度なプロセスモデリングソリューション (アプリケーションソフトウェア、オンライン自動化ソリューション、知的財産、関連するコンサルティングサービス、サポートサービス等。但し、これらに限定されるものではありません) の開発、販売、又は提供をビジネスとして行う個人や法人のことを意味します。
 - (f) 「サイト」とは、正規ユーザーによる PA ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。正規ユーザーの正式且つ通常の勤務地がライセンス許諾されたサイトである場合、正規ユーザーがそのサイト以外の場所 (当該ユーザーの居住地、空港、ホテル等) で PA ソフトウェアを臨時的に使用することは、サイト制限の定めに従って準拠した使用とみなされます。
 - (g) 「対象地域」とは、お客様による PA ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所のことを意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は PA ソフトウェアがインストールされたサイトになります。
2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、PA ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された特定の PA ソフトウェアに関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。
 - 2.1 「Backup」ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ付与されるライセンスのことを意味します。
 - 2.2 「Floating」または「Concurrent User」ライセンスとは、PA ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダー毎に取得された PA ソフトウェアライセンスに対する正規ユーザー数に制限されることを意味します。
 - 2.3 「Named User」ライセンスとは、PA ソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーのみに制限されるライセンスを意味します。複数のユーザーが Named User ライセンスを使用することはできません。お客様は、歴月に 1 回を上限として、Named User ライセンスを再割り当てすることができます。
 - 2.4 「Node-Locked」ライセンスとは、PA ソフトウェアの使用が、お客様が指定した単一のワークステーションに制限されることを意味します。この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。
 - 2.5 「Per Asset」ライセンスとは、ソフトウェアの使用が、接続権が設定されているアセット数だけに制限され、そのアセット数についてのみ、ソフトウェアとのデータ交換が可能であるライセンスのことを指します。Per Asset ライセンスは、更に以下のよう制限される場合があります。
 - ・ オーダー上でデータポイント (以下「タグ」という) の数が指定されている場合、1 アセットあたりのタグの最大数に制限されます。

- ・ オーダー上でサーバーインスタンス (以下「サーバー」という。)の数が指定されている場合、サーバーの最大数に制限されません。
- ・ オーダー上でセンサーソフトウェアのインスタンス (以下「センサー」という。)の数が指定されている場合、センサーの最大数に制限されます。
- ・ オーダー上でエージェントソフトウェアのインスタンス (以下「エージェント」という。)の数が指定されている場合、エージェントの最大数に制限されます。

Per Asset ライセンスを、複数のアセット間で共有することはできません。

- 2.6 「Per Server」ライセンスとは、PA ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されるライセンスを意味します。
- 2.7 「Perpetual」または「Extended」ライセンスとは、有効期限が設定されていない PA ソフトウェアライセンスを意味します。Perpetual ライセンスには、保守サービスは含まれません。
- 2.8 「Subscription」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、Subscription ライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.9 「Test/QA」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. TOKEN の使用条件

- 3.1 「Token」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、PA ソフトウェアのコンポーネント及び実行可能な機能にアクセスして使用する権利に一時的に変換することができるものです。オーダーに別段の定めがある場合を除き、アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び各コンポーネントと実行可能な機能にアクセスするために必要な Token 数はドキュメンテーションに記載されています。正規ユーザーが適用した Token は、当該正規ユーザーが当該 Token を使用してアクセスした機能、アプリケーション、モジュールの使用を停止するまで、使用できません。
- 3.2 「暦日」とは、オーダーで指定されたライセンスサーバーの所在地のタイムゾーンで定義された開始時刻と終了時刻のある 1 暦日を意味します。
- 3.3 「Token Day」とは、使用するライセンスが消費されてゆくライセンス形式であり、正規ユーザーが、オーダーで指定した Token-Day /上限数と等しい Token のプールから Token を適用することができ、Token-Day 消費のみの目的でお客様に提供されます。1 暦日中に同時に使用された Token の最大数が、その暦日における Token-Day の消費とみなされます。Token-Day を使用するためには、お客様は (i) PA ソフトウェアの Token 使用ログファイルのバックアップを毎日作成し、(ii) これらログファイルを変更することなく (匿名化の目的を除く)、(iii) 各暦の四半期終了後、14 日以内にこれらのログファイルを SISW に送信する必要があります。Token-Day には、以下の 2 種類があります。(1) Pre-Paid Token-Day 及び (2) Pay-Per-Use Token-Day (又は PPU Token-Day) です。お客様に付与される Token-Day ライセンスの種類は、オーダーに記載されています。
 - 3.3.1 「Pre-Paid Token-Day」とは、お客様が前払いした Token-Day を意味し、お客様は、Pre-Paid Token-Day の残数がなくなるまで、又はオーダーに指定されたライセンス期間の終了までのうち、いずれか早く到来するまで使用できます。お客様による Token-Day の使用が、Pre-Paid Token-Day の購入数を超過した場合、お客様は超過使用分の料金を、Pre-Paid Token-Day のその時点での掲載価格で支払うものとします。オーダーに別段の定めがない限り、未使用の Pre-Paid Token-Day は、オーダーに指定されたライセンス期間の終了時に失効するものとします。
 - 3.3.2 「Pay-Per-Use Token-Day」又は「PPU Token-Day」は、オーダーで指定されたライセンス期間の終了まで使用可能な Token-Day で、四半期毎にその四半期の Token-Day の実際の消費に基づき、オーダーに示された単価にて、後払いの料金としてお客様に請求されます。
- 3.4 Token に含まれる又は Token に関連する保守サービスは、その特定の Token でアクセスできる PA ソフトウェア製品にのみ限定されます。

4. その他の規定

- 4.1 **刊行物** アプリケーションを取り扱うあらゆる刊行物において PA ソフトウェアについて記述する場合、お客様は、当該 PA ソフトウェアの製品名及びソフトウェアの著作権表示を十分に参照した上で、PA ソフトウェアの使用を認めるものとします。
- 4.2 **API の使用** PA ソフトウェアにドキュメンテーションで公開のとおり特定のアプリケーション・プログラミング・インターフェース (以下総称して「API」という。)が含まれている場合、お客様は、当該 API を使用して、社内使用目的でソフトウェアを開発することができます。お客様は、PA ソフトウェアを不正使用するために API を使用することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。

- 4.3 **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介して PA 提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザー又は Per Asset のライセンス数が減少することはありません。
- 4.4 **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW の事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
5. **PA ソフトウェアの保守サービス** PA ソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。)には、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。